

社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する「独立取締役選任基準」に沿って選任を行うことで、一般株主と利益相反が生じる恐れがないように留意しております。

[独立取締役選任基準の主な概要]

1. 現在及び過去 10 年間に於いて当社グループの業務執行取締役等でないこと
2. 現在及び過去 5 年間に於いて当社の主要株主等の取締役、監査役、執行役員、その他使用人等でないこと
3. 当社グループの主要取引先の業務執行者または使用人でないこと（主要取引先とは、過去 3 事業年度における当社グループとの取引額が販売先の時は当社グループの、仕入先の時には取引先の連結売上高の 2 % 以上を占める場合）
4. 当社グループから、過去 3 事業年度の平均で 1000 万円又は当該団体の総収入の 2 % 以上を占める寄付を受けている非営利団体の理事等でないこと
5. 当社グループから、過去 3 事業年度において、役員報酬以外に過去 3 年間の平均で年間 1000 万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントでないこと

等